

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年1月12日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月5日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 平木地区	観音寺市経済部農林 水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 植田原2号地区	〃
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中田井向井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 古川下所地区	〃
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業) 重兵池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 三谷上池地区	〃